

## 使用済自動車の不法投棄、不適正保管等に関する調査について

環境省廃棄物・リサイクル対策部  
リサイクル推進室

### 1. 調査内容

- 全国の都道府県及び保健所設置市に対して、本年 9 月時点の管内における使用済自動車の不法投棄、不適正保管（野積み等）の台数を調査した。また、そのうち案件 1 箇所あたり 100 台以上の大規模案件については、撤去・改善指導の状況やその見通し等を調査した。
- 台数については、表 - 1 に示すように廃棄物処理法違反の状態にあるものと、そのおそれがあるものに区分し、それぞれについて、保管状態に問題があるものと、処分状態に問題があるものに区分し調査した。また、これらの台数について離島分を区分し調査した。

表 - 1 不適正保管、不法投棄等の調査区分

|                  |       |                                                                                                 |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃棄物処理法<br>違反     | 不適正保管 | 事業場などに違法に保管されている使用済自動車<br>(野積み等の保管基準違反)                                                         |
|                  | 不法投棄等 | 不法投棄など違法に処分されている使用済自動車                                                                          |
| 廃棄物処理法<br>違反のおそれ | 不適正保管 | 有価物として事業場などに保管されている使用済<br>自動車で、自動車リサイクル法施行後は、使用済<br>自動車は有価無価を問わず廃棄物とみなされるた<br>め、違法状態となるおそれのあるもの |
|                  | 放棄車両等 | 路上放棄車両等の不法投棄のおそれがある使用<br>済自動車                                                                   |

## 2. 調査結果

### (1) 不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数

- 本調査により把握した全国の不適正保管、不法投棄等の台数を表 - 2 に示す（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙 1」参照）。

表 - 2 不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数(平成 16 年 9 月)

(単位:台)

|       | 廃棄物処理法違反 |        |       | 廃棄物処理法違反のおそれ |         |        |
|-------|----------|--------|-------|--------------|---------|--------|
|       |          | 不適正保管  | 不法投棄等 |              | 不適正保管   | 放棄車両等  |
| 全国    | 32,711   | 27,252 | 5,459 | 185,648      | 168,608 | 17,040 |
| うち離島分 | 5,027    | 4,860  | 167   | 11,680       | 8,643   | 3,037  |

- 同様の調査により、平成 15 年 3 月時点の状況を把握しており、その結果を参考として表に示す。
- 各都道府県・保健所設置市における把握状況に差があるため、今回の調査との単純な比較はできないが、廃棄物処理法違反の状態にある使用済自動車台数は、全国で約 16.9 万台から約 3.3 万台（うち離島については約 2.1 万台から約 5 千台）へと大幅に減少し、一方で同法違反のおそれのある使用済自動車台数はやや増加しているものの、全体としては改善が進んでいるものと見込まれる。

(参考) 不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数(平成 15 年 3 月)

(単位:台)

|       | 廃棄物処理法違反 |         |        | 廃棄物処理法違反のおそれ |
|-------|----------|---------|--------|--------------|
|       |          | 不適正保管   | 不法投棄等  |              |
| 全国    | 168,806  | 122,779 | 46,027 | 約 17 万台      |
| うち離島分 | 20,603   | 7,113   | 13,490 |              |

### (2) 大規模案件に係る対応状況

#### 件数・台数

- 100 台以上の大規模案件の件数は、表 - 3 に示すとおり（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙 2」参照）。
- 不適正保管（野積み等）が大半であり、現状では廃棄物処理法の違反状態ではないがそのおそれがあるものが大きな割合を占めている。

表 - 3 大規模案件の件数及び台数(平成 16 年 9 月)

|       | 廃棄物処理法違反 |        | 同法違反のおそれ |         | 合計  |         |
|-------|----------|--------|----------|---------|-----|---------|
|       | 件数       | 台数     | 件数       | 台数      | 件数  | 台数      |
| 全国    | 68       | 17,569 | 382      | 114,340 | 450 | 131,909 |
| うち離島分 | 3        | 970    | 27       | 9,268   | 30  | 10,238  |

### 行政の対応状況

- 大部分が不適正保管であり行為者が判明している案件が多い。行為者が判明している案件については、基本的には年内に撤去・改善が行われるよう行為者に対する指導がなされている。
- 行政の指導に応じて撤去・改善が進められている案件が多く、より厳しい対応として一部の案件では行為者に対する改善命令や措置命令がすでに実施され、あるいは予定されているが、全般には撤去・改善が進んでおり現時点で行政代執行まで行うことを具体的に予定している案件はない。

### 今後の見通し

- 今後の撤去・改善の見通しについて整理すると表 - 4 に示すとおり（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙 2」参照）。
- 全般に撤去・改善が進捗している状況が伺われ、年内に撤去・改善が見込まれる案件が全体の半数（台数ベースでは 53%）を占め、離島では 7 割を超える改善（台数ベースでは 79%）が見込まれるなど、自動車リサイクル法施行前に相当程度の状況の改善が見込まれる。
- 年内の撤去・改善が困難な案件についても、改善見込みのある案件が多いが、一部に原因者が特定できていない等の理由から、撤去・改善の見通しの立っていない案件もあり、一層の対応が必要な状況にある。

表 - 4 大規模案件の撤去・改善の見通し(平成 16 年 9 月)

|                | 件数(件)    |         | 台数(台)       |            |
|----------------|----------|---------|-------------|------------|
|                |          | うち離島分   |             | うち離島分      |
| 全体             | 450      | 30      | 131,909     | 10,238     |
| 年内に撤去・改善の見込み   | 225(50%) | 22(73%) | 69,565(53%) | 8,088(79%) |
| 年内の撤去・改善は困難・不明 | 225(50%) | 8(27%)  | 62,344(47%) | 2,150(21%) |

### 3. 対策

- 廃棄物処理法違反、又は違反のおそれのある使用済自動車については、
  - \* 自動車リサイクル法施行後は、すべての使用済自動車は有価無価を問わず廃棄物とみなされ、廃棄物処理法による規制が行われること
  - \* 解体業等の許可申請者において、違法状態（又はそのおそれ）がありその解消見通しが明らかでない場合には、許可を与えないこと等を踏まえて、自動車リサイクル法の施行前（年内）に撤去・改善の措置が講じられるよう、都道府県・保健所設置市における取組を引き続き徹底する必要がある。

- 違法状態の解消は、原因者の責任において行われるべきものであるため、地方公共団体において、原因者による使用済自動車の撤去等の措置が講じられるよう指導を徹底するとともに、生活環境保全上の支障が懸念される場合には、廃棄物処理法に基づく措置命令、行政代執行も視野に入れた対応を行う必要がある。

地方公共団体が行政代執行により使用済自動車の撤去等を行う場合については、自動車リサイクル法に基づき、指定再資源化機関である（財）自動車リサイクル促進センターが、リサイクル料金の剰余金を活用して資金出えん等の協力を行える仕組みがあり、同センターにより当該撤去等に要する費用の 8 割を上限として資金出えん等を行う事業が平成 17 年度中にも開始される予定。

市町村による路上放棄車の処理に対して、従来から行われてきた路上放棄車協力会による支援は、自動車リサイクル法施行後も継続される予定。

- なお、自動車リサイクル法の施行後は、
  - \* リサイクル料金の預託制度等により使用済自動車が有価で取引されることが期待されるため、不適正な処理が起こりにくいと考えられること
  - \* 電子マニフェスト制度により、使用済自動車が一台ずつ一貫して管理されること
  - \* 自動車重量税の還付制度が新たに設けられること等により、使用済自動車の不法投棄や違法な保管が抑制されるものと見込まれる。
- 今回の調査結果を踏まえて、都道府県・保健所設置市とも十分な連携を図りつつ、引き続き着実に改善が図られるよう対応してまいりたい。